2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十四日

農林水産大臣　石破　茂

一(一)　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町大又字高瀬山一四六五の三八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町小阪字高更一〇五五、一〇五六

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百八十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十一年九月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは予定されている都道府県」を「又は行われることが予定されている都道府県又は市町村」に改め、同項及び同条第三項中「対象都道府県」を「対象都道府県等」に改める。

第七条第一項中「都道府県」を「都道府県又は市町村」に改める。

第八条第四項中「都道府県」を「申請者」に改める。

様式第二中「氏名（都道府県の名称及びその長の氏名）」を「氏名（名称及び代表者の氏名）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の規定は、平成二十一年度予算から適用する。

○経済産業省告示第二百八十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年九月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4935	株式会社杉山組	岩手県大船渡市日頃市町字長安寺九十二番地六	平成二十一年七月十六日から平成二十二年七月十五日まで
4936	株式会社東陽印刷所	東京都新宿区下落合一丁目八番二号	平成二十一年六月二十五日から平成二十二年六月二十四日まで
4937	株式会社泉精器製作所	長野県松本市大字笹賀三千三十九番地	平成二十一年八月二十四日から平成二十二年八月二十三日まで
4938	株式会社ポイントツーコミュニケーションズ	東京都港区芝一丁目十一番十一号	平成二十一年十二月十五日から平成二十一年十二月十四日まで
4939	くめ・クオリティ・プロダクツ株式会社	茨城県常陸太田市大里町四千百三十七番地	平成二十一年八月二十五日から平成二十二年八月二十四日まで
4940	株式会社ＺＥＲＯ’ＳコンストラクションＳ	岡山県岡山市中区藤崎五百六十四番地三	平成二十一年六月二十二日から平成二十二年六月二十一日まで
4941	株式会社讃岐造船鉄工所	香川県三豊市詫間町詫間二千百十二番地十七	平成二十一年七月三十一日から平成二十二年七月三十日まで
4942	西原食品株式会社	福岡県福津市中央三丁目二番二号	平成二十一年七月三十日から平成二十二年七月二十九日まで

○国土交通省告示第九百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規定（明治三十年勅令八第三百十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県南会津郡南会津町和泉田字和泉田沢三二番一　一号
三〇番　二号
二八番　三号
二七番　四号
一九番　五号
一八番　六号
八番　七号
七番　八号
六番　九号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

横入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内
字堂ノ後　三番　一号及び二号
七番　三号及び四号
二番二　五号及び六号
二番　七号
九番　八号から十号まで
五番　十一号及び十二号
三一番二　十三号
三一番一　十四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

矢本沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県いわき市遠野町上根本
字矢本　一七三番　一号
一七六番二　五号
一六九番　六号
一八三番　二号及び三号
一八二番　四号
字折松